



# 議会報告会を開催しました

## 5月12日(土) 中部住民センター「せせらぎ」

市議会では、報告会開催に際し事前に JR 京田辺駅、近鉄新田辺駅、両駅前周辺において、議会報告会の開催案内チラシを手渡し、参加を呼びかけました。

当日の報告会では、予算審査に関する概要に焦点を絞って、20分程度報告したのち75分程度、参加者からの質疑を受けるなど、意見交換をいたしました。



### 参加者から出された意見(抜粋)

#### 【予算審議結果報告に関するもの】

- 上下水道事業が公営企業化になったが、公営企業化を行うことによるメリットやデメリット、あるいは問題点について議会でのどのような議論がされたのか。
- 市議会としての意見や考えは予算に反映されていないのか。議員それぞれの思いや考えはどこに反映されているのか。

#### 【市政全般に関するもの】

- 防犯カメラの設置事業について、駅前を中心に設置されているが、今後どのように進めていくのか。
- 中学校給食について、地産地消・自校方式で行ってほしい。
- 20~30年先の京田辺はどうなるのか。どういう「まちづくり」をしようとしているのか。ビジョン(コンパクトシティ)を知りたい。

**議会報告会の報告書はホームページでご覧いただけます**

今後も継続して開催していくために、開催方法・場所など、さらに充実したものになるよう検討をかさねていく予定です。

参加者からの質疑にお答えする時間を前回よりも増やしたこともあって、25人の参加者のうち8人からご意見をいただき、充実した意見交換の場となりました。当日の意見やアンケートなども含め、きびしい意見もいただきましたが、みなさまの意見を集約し、その意見を前向きに受け取り、今後の市議会の活動を通じて政策へ反映できるよう、努力していきたいと思っております。

# 可決した意見書

## 「働き方改革」一括法案の撤廃を求める意見書

4月6日、政府は労働関係8本の改正を束ねた「働き方改革」一括法案を国会に提出した。この法律案要綱に盛り込まれた高度プロフェッショナル制度は、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外としてしまう制度であり、日本の労働法制を根幹から覆すものと言わざるを得ない。

また、時間外労働の上限規制についても、一時的に業務が増加する場合は、2カ月ないし6カ月平均で月80時間以内、月100時間未満を上限とすると定めており、過労死ラインを超える時間外労働を法的に容認するものである。

さらに、長時間・過密労働の温床となっている裁量労働制の適用を一部の営業職にまで拡大することで、営業職に広がっている違法状態を合法化しようとしている。

5月31日、衆議院本会議で「働き方改革」一括法案の審議が行われ、傍聴席で過労死遺族らが遺影を抱いて見つめる中、自民党・公明党・維新の会などの強行採決で可決された。

いま切実に求められている働き方改革は、時間外労働の上限規制に例外を設けず、週15時間以内、月45時間以内、年360時間以内とする厚生労働大臣告示を法定化することや、終業時間から次の始業時間までの間に連続11時間の休憩時間を設けること(勤務間インターバル制度)、裁量労働制等の規制を強化することである。

よって、国に対し、「働き方改革」一括法案を撤廃するよう強く求めるものである。

※本会議に提案された意見書の全文は、ホームページに掲載しています

# 平成29年度 政務活動費収支報告

政務活動費とは、京田辺市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派及び会派に所属しない議員(無会派議員)に対して交付されます。  
交付金額は、会派の場合、年度初日における会派所属議員数×年額18万円、無会派議員の場合、年度初日に在職する無会派議員一人年額18万円です。(単位:円)

会派名又は議員名 (所属議員数)	一新会 (7人)	日本共産党 京田辺市議会 議員団(5人)	みらい京田辺 (3人)	公明党 (2人)	次田 典子 (無会派)	南部 登志子 (無会派)	
収入	交付決定額	1,260,000	900,000	540,000	360,000	180,000	180,000
支出科目	調査研究費	630,989	204,595	281,078	190,920	0	0
	研修費	0	108,090	0	0	4,080	0
	広報費	362,326	466,868	0	0	62,346	0
	広聴費	0	29,897	0	0	0	0
	要請・ 陳情活動費	0	0	0	0	0	0
	会議費	0	0	0	0	0	0
	資料作成費	0	0	0	0	0	43,416
	資料購入費	9,747	41,115	188,832	73,361	64,703	24,060
	人件費	0	0	0	0	0	0
	事務所費	78,919	48,712	34,945	27,912	31,568	0
支出合計額	1,081,981	899,277	504,855	292,193	162,697	67,476	
収支差引残額 (返還額)	178,019	723	35,145	67,807	17,303	112,524	

政務活動費を 充てることができる 経費の範囲	○調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費(資料印刷費、交通費、宿泊費等)
	○研修費	研修会を開催するために必要な経費及び他団体等が開催する研修会の参加に要する経費(講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、参加費等)
○広報費	会派又は無会派議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費(広報紙・報告書等印刷費、会費、交通費等)	
○広聴費	住民からの市政及び会派又は無会派議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費(資料印刷費、会場費、交通費等)	
○要請・陳情活動費	要請及び陳情活動を行うために必要な経費(資料印刷費、交通費、宿泊費等)	
○会議費	会派又は無会派議員が行う各種会議に要する経費及び他団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費(会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費等)	
○資料作成費	会派又は無会派議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料等)	
○資料購入費	会派又は無会派議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費(書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)	
○人件費	会派又は無会派議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費(給料、手当、賃金等)	
○事務所費	会派又は無会派議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費等)	